

令和6年度第3回清川村国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和7年2月14日（金）午後3時30分から

場 所 清川村庁舎3階 第2・3会議室

出席者 第1号 被保険者を代表する委員

今野清美委員、橋本直人委員

第2号 国民健康保険医または国民健康保険薬剤師を代表する委員

植木美輪子委員、平山江梨委員

第3号 公益を代表する委員（村議会委員）

藤田義友委員、城所英樹委員

事務局 税務住民課 杉山洋正課長、細野輝久主幹

1 開 会

- ・ 本日の出席委員は、運営協議会規則第1条の定数を満たしていることから、会議を開催する。
- ・ 運営協議会規則第7条第1項に定める会議録署名人については、議長のほか、出席者の中から今野委員にお願いする。

2 会長あいさつ【城所英樹会長】

3 議題

（会 長）

それでは議事に入ります。議題1 令和7年度清川村国民健康保険事業特別会計予算（案）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議題（1）令和7年度清川村国民健康保険事業特別会計予算（案）について

- ・ 資料1、資料2、資料3により事務局説明。

（会 長）

事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等がありますでしょうか。

（委 員）

資料3の14ページ、医療費分析の医療費の割合で、精神の医療費が多いのは、清川村で何か特徴的なものがあるのでしょうか。小規模で母数が少ないのも原因があると思いますが。

(事務局)

現在、6ヶ月以上入院されている方で、精神で3名が精神疾患で入院されています。また精神疾患の医療費ですが、調剤に係る費用が主なものになっているケースがあります。先ほど橋本委員が言われました小規模保険者である清川村では、1人に対する医療費の割合が大きいのも原因の1つだと思われます。

(委員)

一般的に病気になって入院すると、3ヶ月くらいで退院しなくていけないかと。

(委員)

精神疾患は、3ヶ月で治るものではないので長期的になってしまうものです。なので、1日当たりの医療費に換算すれば安くなっていると思うのですが、精神疾患は特別なものなので、一般の方の医療費に加算をした上での医療費なので、一般の方より医療費がかかると思いますし、かつ長期的になり内臓系の疾患より長くなるのは全国的に一緒だと思われます。

(委員)

保険料水準の統一のことですが、家計調査なども必要ではないかと思います。都会に住むと食品等が安く買えるが田舎暮らしだと、比較的高くなっている。保険料だけでなく、生活全体で見ると、統一にされるのはどうなのかと個人的には思います。

(事務局)

現在、令和18年度からの保険料統一に向けて、神奈川県と各市町村の担当で協議会を設置し、各市町村の状況・統一を行うにあたり、いろいろな課題の抽出及び課題に対して検討を行っているところでございます。各市町村の医療費・所得以外についても、課題として考えていきたいと思っています。

(委員)

現在、県内で保険料が低い水準であるため、急激な高騰させることないようにしていただきたい。

(事務局)

現在、保険料自体は安く抑えられていますが、他の市町に住む方より、医療を受けるために交通費や近くに医療機関が少ないという面では、保険料以外に村民の皆さんに負担しているところもありますので、その辺も含めて、考えていきたいと思っています。

統一されたときに急激な増額にならないように、村も基金を活用しながら保険料段階的に上げ、少しずつ調整をしていきながら保険料設定を考えていきます。

(委員)

最終的には、神奈川県が決めるのですか。

(事務局)

神奈川県が一方的に決定するのではなく、各市町村の意見等を踏まえ協議し、最終的に神奈川県が取りまとめて決定してくと思います。

今後、協議会等で進展がありましたら、委員の皆様へ情報を展開させていただきます。

(会 長)

他にご質問や意見は、ございませんでしょうか。

他に質問等がないようでしたら議題（１）については、了承ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

はい。

(会 長)

それでは、議題１については了承とします。

次に議題（２）「清川村国民健康保険条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題（２）「清川村国民健康保険条例の一部改正」について

・資料４により事務局説明。

(会 長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

質問等がないようでしたら、議題（２）については「了承」ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

はい。

(会 長)

それでは、議題（２）については了承とします。

次に、議題（３）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

・委員の任期について、事務局から説明

委員の任期につきまして、令和４年の４月１日から令和７年３月３１日で、任期満了となります。公益代表の委員につきましては、令和７年４月３０日で満了となります。被保険者を代表とする委員につきましては、公募により決定していますので、３月の広報等で公募いたします。国民健康保険医等の代表である委員につきましては、また引き続きお願いすることになると思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(会 長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

質問等がないようでしたら、議題（２）については「了承」ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

はい。

(会長)

それでは、以上で議事は全て終了いたしました。これをもちまして、議長としての進行を終了し、進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

4 閉 会

- ・ 委員の皆さん、ご審議いただきありがとうございました。
- ・ それでは、次回会議につきましては、委員の改選がありますが、予定としましてはゴールデンウィーク明けの5月中旬ごろを予定させていただき、またご案内をさせていただきたいと思います。その際は、令和7年度の保険料率について、審議をいただくことになってございます。
- ・ それでは、本日予定の議題等がすべて終了いたしましたので、令和6年度第3回清川村国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。